2 相続財産

弁護士 福市 航介

Q2－1

先月、父が亡くなりました。相続人は母と私と弟です。父には、自宅不動産（土地及び建物）、預金、生命保険（受取人は母です。）と現金があります。これらを遺産分割で分配することは可能ですか。また、自宅不動産の住宅ローンも残っていますが、これを一人の相続人に集めることはできますか。

A2－1

自宅不動産と現金は当然に遺産分割の対象となりますが、預金は全員の合意がなければ遺産分割の対象とはなりません（合意できなければ、別途民事訴訟で解決をすることになります。）。また、住宅ローンについては、融資を受けている金融機関との関係ではその同意がない限り相続人に集めることはできません。

解説

1　総論

遺産分割の対象となる財産とは、「相続開始時に存在」し、かつ、「分割時にも存在」する「未分割」の「積極財産」たる相続財産を指す。そのため、相続開始時には存在したが、遺産分割時には存在しない遺産については遺産分割の対象とならないし、そもそも分割の必要がない遺産についても遺産分割の対象とはならない。遺産の中にも遺産分割の対象となるものとならないものが存在することに留意する必要がある。

2　不動産及び現金の取扱い

設問からは明らかではないが、遺産たる不動産は、通常、相続開始時から遺産分割時まで存在していることが通常であり（途中売却の場合はQ2を参照。）、かつ、単独所有となるか共有となるかといった分割の手続が必要であるから、遺産分割の対象となることは争いがない。本件でも、そのような場合であれば、自宅不動産は遺産分割の対象となる。また、現金は、判例上、遺産分割の対象とされている[1]。

3　預金の取扱い

預金の取扱いは異なる。預金は被相続人の預け先金融機関に対する預金契約に基づく預金払戻請求権という金銭債権であるところ、金銭債権は、可分債権であるから、被相続人の死亡によって、各相続人が当然に分割取得するとされている[2]。そのため、相続開始時と同時に分割が終了し、原則として遺産分割の対象とはならない。ただ、相続人全員の合意があった場合には、預金払戻請求権も遺産分割の対象となる。合意により可分債権も不可分債権に転化すると考えられるからである[3]。本件でも、相続人全員の合意があれば預金は遺産分割の対象となる。

4　生命保険の取扱い

生命保険契約の契約者が自己を被保険者（被相続人）とし、相続人中の特定の者を保険金受取人とした場合には、指定された受取人は、自己の固有の権利として保険金請求権を取得するので、遺産分割の対象とはならない[4]。その他、保険契約者が自己を被保険者とし、保険金受取人を指定しなかった場合は、保険約款や保険法等によるため、結論は個別事案による。なお、保険金請求権が遺産分割の対象とはならなくとも、一定の場合には、共同相続人の一人が受取人とされる生命保険金が特別受益として評価される場合があるので留意が必要である[5]。

5　債務の取扱い

住宅ローンは、遺産分割の対象とはならない。金銭債務は相続によって各相続人に法定相続分で当然に承継されるからである[6]。仮に、相続人間で相続人の一人が債務も全額負担するという合意が成立しても、それは内部的な取り決めに過ぎず、対外的には金融機関が承諾しない限り、他の相続人が債務の負担を免れることはない。

Q2－2

（Q1の事案を前提として）自宅不動産の価値が下がっている状況でしたので、相続人全員で話し合って自宅不動産を売却しました。売却代金は弟が保管しているのですが、売却代金の一部を私や母に渡してくれません。売却した場合の代金は遺産分割の対象となりますか。

A2－2

なりません。ただし、相続人の皆さん全員の合意があれば、遺産分割の対象とすることができます。合意できなければ、別途民事訴訟で解決することになります。

解説

既に述べたとおり、遺産分割の対象となるためには、問題となる相続財産が相続開始時に存在し、かつ、遺産分割時に存在しなければならない。本件のように相続財産である自宅不動産が売却されて売買代金請求権に転化した場合、当該請求権は相続開始時に存在しないから、遺産分割の対象にはならない。当該請求権は、各相続人が各持分に応じて分割されるに過ぎない[7]。もっとも、相続人全員が遺産分割の対象とするとの合意をすることは可能である[8]。仮に、売買代金を相続人の一人が無断で管理しているのであれば、各相続人は、不当利得等を主張して、無断保管をしている相続人に対して訴訟を提起することになる。

Q2－3

父の葬式費用は遺産分割の対象になるのでしょうか。

A2－3

なりません。ただし、相続人全員が合意をするのであれば、遺産分割の中で解決することは可能です。しかし、合意できないのであれば、別途民事訴訟で解決する必要があります。

解説

既に述べたとおり、遺産分割の対象となる財産とは、「相続開始時に存在」し、かつ、「分割時にも存在」する「未分割」の「積極財産」たる相続財産を指す。葬儀費用は、相続開始後に発生するものであり、かつ、消極財産に関するものである以上、いかなる意味においても遺産分割の対象とはなりえない。しかしながら、葬儀費用も遺産分割に関連するものである以上、他の相続財産と一括して清算することには合理性があることから、相続人全員の合意があれば、遺産分割協議の中で一括して処理することは可能である。合意がなければ、各自の負担部分を決するためには、別途民事訴訟によって解決するほかない。

Q2－4

父が亡くなったので、私、兄、母で遺産分割の協議をしたところ、兄が父の死亡の前に父の預金のほとんどを引き出していることが判明しました。引き出された預金を遺産分割の対象とすることができますか。

A2－4

できません。ただし、相続人全員が合意をして、これを遺産分割協議の中で清算することはできます。合意できなければ、民事訴訟で解決するしかありません。

解説

1　引き出された金員の取扱い

Q1で述べたとおり、預金払戻請求権も、相続人全員の合意があれば遺産分割の対象とすることができる。しかし、既に述べたとおり、遺産分割の対象となる財産とは、「相続開始時に存在」する必要がある。本件の場合、相続開始時点では、父の預金口座には既に引き出された後に残った預金分しか存在しないのであるから、これを前提として遺産分割をせざるを得ない。引き出された金員の取扱いは別途検討する必要がある。この点、本件の兄が父に無断で引き出したのであれば、その時点で父が兄に対する不当利得に基づく返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を取得することとなる。そして、当該請求権が金銭債権である以上、父が死亡すれば、各相続人の法定相続分に応じて当然に分割承継される。そのため、引き出した相続人に対し、その他の相続人が上記請求権を理由として訴訟を行うことになる。当該請求権の存否は訴訟事項であり、引き出しの有無や無断性が相続人間で争われるのであれば、民事訴訟で解決するほかないからである。これに対し、本件において、父が生前に贈与の趣旨で兄に預金を渡したというのであれば、それが特別受益か否かとして検討する必要があることから、遺産分割の中で処理される。なお、相続開始後に相続人の一人が相続財産たる預金の一部を引き出した場合には、引き出した相続人が他の相続人の上記債権を害することになるのであるから、各相続人の引き出した相続人に対する不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得に基づく利得返還請求を行うことになる。その処理手続については、上記に述べたのと同様である。

2　付随問題

1は、いわゆる「付随問題」と呼ばれるものである。付随問題とは遺産分割に付随する法的問題であるが、遺産分割の対象ではない問題をいう。付随問題に当たる問題としては、使途不明金、葬儀費用や遺産管理費用の精算の問題など多数存在するが、これらは、仮に相続人間で合意を得られない場合には、民事訴訟によって解決するほかないという点で共通の性質を持つ。そのため、遺産分割協議でこれらの問題が生じて解決しない場合には、遺産分割協議からは切り離して考える必要がある。特に、遺産分割調停の中で付随問題が争われて解決しないために審判手続となれば、付随問題は審判の対象とはならな

いことに留意が必要である。付随問題の最終的な決着は民事訴訟で行うしかない以上、ある程度の期間をかけて協議がまとまらないのであれば、別に民事訴訟での解決を指向すべきである。

3　前提問題

付随問題に関連して、遺産分割には「前提問題」と呼ばれる法的紛争がある。これは、遺産分割を行う前に必ず解決しておくべき法的紛争を指す。相続人の範囲、遺言の効力又は解釈、遺産分割協議の効力、遺産の帰属に関する争いが挙げられる。これらは、解決をしなければ遺産分割協議をしても意味がないという意味で一層注意を払う必要がある。例えば、相続人の範囲が争われているのに、これを無視して遺産分割協議を成立させても、相続人の一部を除いた遺産分割は無効であるから[9]、遺産分割協議が無駄になってしまう。そのため、遺産分割のためにはこれらを解決していることが前提なのであるが、相続人の範囲の争いのように、身分関係の形成に関する事項(婚姻取消し等)であれば、争いの対象は形成事項であるから、合意に相当する審判や人事訴訟での判決が必要であり、これらによって法律関係が形成・確定される必要がある。相続人間でこの点に争いがあるのであれば、遺産分割協議を行う前に上記手続を執らねばならない。また、遺産分割協議の効力に争いがある場合は、仮に相続人間で遺産分割協議が有効に成立しているのであれば、その遺産については分割が終了していることになるので、遺産分割の対象がなくなる。このような争いがある場合、その有効性について民事訴訟においてまずは決着をつけることになる。

1　最二小判平成4年4月10日家月44巻8号16頁
2　最一小判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁、最三小判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁
3　東京地判平成9年10月20日判タ999号283頁
4　最三小判昭和40年2月2日民集19号1号1頁
5　最二小決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁
6　最二小判昭和34年6月19日民集13巻6号757頁
7　最二小判昭和52年9月19日家月30巻2号110頁
8　最一小判昭和54年2月22日家月32巻1号149頁
9　昭和32年6月21日家庭局長回答・家月9巻6号119頁